

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（所属信託会社の説明書類の縦覧）</p> <p>第七十九条の二 法第七十八条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他これに代わるもの）を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>	<p>（所属信託会社の説明書類の縦覧）</p> <p>第七十九条の二 第四十二条第七項の規定は、法第七十八条第二項の内閣府令で定める措置について準用する。</p>
<p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	